$\bigcirc$ 障 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の (平成十八年政令第十号) (抄)一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

第十三条の二 平成十八年十月一日から令和九年三月三十一日まで   (指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置)	(指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例) (指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例) (指定自立支援医療に係る負担上限月額のほか、今和九年三月三十一月額は、第三十五条に規定する基準の経過的特例に該当する支給。) に係る負担上限別で、	(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)	改正案
第十三条の二 平成十八年十月一日から令和六年三月三十一日まで(指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置)	(指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例) (指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例に該当する支給を) (指定自立支援医療に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一月額は、第三十五条に対している。	(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例) (支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例) (支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとすめるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつめるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつめるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつめるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつめるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつが、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとす。 (支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例) (支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例) (支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例) (支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)	現

とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とい四千二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定 原理十二条の四第一項第二号に掲げる支給決定 原語者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めると 支給決定 では、同条のは「零以上二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で 互担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万 原理上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万 の間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定 とする。

状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるころにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあると支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めると支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めると支給決定障害者(二十歳未満の者を除く。)の指定療養介護医療等に係るの間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定

とする。